

太陽光発電設備施工 ID 等取得支援業務に係る企画提案書評価委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 「太陽光発電設備施工 ID 等取得支援業務」に係る企画提案書の特定を行うため、太陽光発電設備施工 ID 等取得支援業務に係る企画提案書評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 提出された企画提案書を評価し、1社を特定すること。
- (2) その他企画提案書の評価に関すること。

(評価方法)

第3条 第2条第1号に定める企画提案書の評価は、別紙「評価方法について」によるものとする。

(組織)

第4条 委員会の委員は、別表に掲げる者をもって組織する。

(委員長)

第5条 委員会に委員長1人を置き、脱炭素戦略推進室担当部長をもって充てる。

- 2 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長が欠席の場合は、副委員長が会務を総理する。

(会議)

第6条 委員会は、必要に応じて委員長が召集する。

- 2 委員会は、委員長、副委員長及び委員の定数の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員は、会議に出席できないときは、指名する者を代理で会議に出席させることができる。
- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、環境局脱炭素戦略推進室に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

この要綱は、令和5年7月27日から施行する。

別表

役 職	所 属
委 員 長	環境局 脱炭素戦略推進室 担当部長
副 委 員 長	環境局 脱炭素戦略推進室 担当課長
委 員	環境局 脱炭素戦略推進室 担当課長
委 員	環境局 総務部 企画課長
委 員	経済労働局 経営支援部 経営支援課長

評価方法について

1 評価方法

次に定める評価項目について、企画提案書の書類審査により評価を行う。

(1) 評価項目

1 目的の理解

- ①目的等の理解度
- ②太陽光発電設備等の知見

2 研修の企画

- ③研修受講者の事業化に向けた提案
- ④研修受講の促進策

3 その他

- ⑤人員配置
- ⑥所要額

(2) 評価の着眼点及び配点

評価の着眼点については、「企画提案評価シート」（様式1）に記載のとおり。

評価項目ごとに5点満点とし、絶対評価による客観的採点を行う。

（優秀：5点、良好：4点、普通：3点、やや劣る：2点、劣る：1点）

採点結果のうち、評価項目①③④は2倍にして計算する。

2 順位の決定方法

各評価委員の採点を集計し、合計点により順位を決定します。基準点を満点の6割以上とし、基準点を超えた提案者について適正と判断します。なお、同点の企画提案が複数あった場合には、次の選考により順位を決定します。

- ・評価項目①③④の合計点が最も高い事業者

上述の選考が難しい場合は、評価委員長が順位を決定します。